

# キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰要項

平成24年10月10日  
文部科学大臣決定  
令和3年6月24日一部改正

## 1 趣 旨

この表彰は、キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められる教育委員会、学校及びP T A団体等について、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰することにより、キャリア教育の充実を促進することを目的とする。

## 2 表彰の対象

- (1) キャリア教育の充実に顕著な功績が認められる教育委員会
- (2) キャリア教育の充実に顕著な功績が認められる学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校）
- (3) 繼続的にキャリア教育の充実、推進のために協力するなど、顕著な功績が、認められるP T A団体等

## 3 表彰の推薦

表彰の対象となる教育委員会、学校及びP T A団体等の推薦は、別に定める要領により都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会が文部科学大臣に対して行う。

## 4 表彰の決定

表彰する教育委員会、学校及びP T A団体等の決定は、都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会の推薦に基づき、文部科学大臣が行う。

## 5 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

## 6 その他

表彰の対象となる教育委員会、学校及びP T A団体等の推薦要領その他必要な事項は初等中等教育局長が別途定める。